

接続会計における費用配賦見直し結果

令和6年11月6日

1 固定資産価額比の算出

- モバイル接続料費用配賦WGにおいて検討した、費用配賦の見直しの方向性は以下のとおり。

固定資産価額比の算出方法

(1) 音声伝送役務及びデータ伝送役務に直課する固定資産

- ・原則として、以下の資産については音声伝送役務又はデータ伝送役務に直課すべき資産とすることが適当。

①音声伝送役務に直課すべき資産	3G音声交換機、VoLTE交換機（P-CSCF、IMS-AGW）、関門交換機（MGW、MGCF、BGCF、IBCF）、音声回線交換サービス制御装置（AS）、音声メディア制御装置（MRFC、MRFP）、IMS呼制御装置（S-CSCF、I-CSCF）、SMS関連装置（GMSC）及びこれらに係るソフトウェア
②データ伝送役務に直課すべき資産	3Gパケット交換機（GGSN、SGSN）、ISP提供装置 及びこれらに係るソフトウェア

(2) トラヒック比以外の配賦基準を適用すべき固定資産

資産区分	資産の種類	配賦基準の見直し案
機械設備	以下設備以外（基地局設備、コア網設備等）	取扱量比（トラヒック比）
	サービス制御系装置	回線数比
	電力設備	ネットワーク資産額比
空中線設備	以下設備以外（アンテナ等）	取扱量比（トラヒック比）
	鉄塔、鉄柱等	回線数比
市内・市外線路設備	以下設備以外（ケーブル等）	取扱量比（トラヒック比）
	鉄塔、電柱等	回線数比
土木設備	管路等	回線数比
海底線設備	ケーブル等	取扱量比（トラヒック比）
端末設備		ネットワーク資産額比
建物	設備ビル等	ネットワーク資産額比
構築物	防壁等	ネットワーク資産額比

資産区分	資産の種類	配賦基準
機械及び装置	オフィス関連資産等	ネットワーク資産額比
車両及び船舶	移動無線車等	ネットワーク資産額比
工具、器具及び備品	以下以外（測定機器等）	ネットワーク資産額比
	顧客系システム、料金系システム	回線数比
土地		ネットワーク資産額比
リース資産		リースの対象となる資産に関連する固定資産区分の配賦基準に準じる
建設仮勘定		固定資産全体の固定資産取得価額比
無形固定資産	顧客系システム、料金系システム	回線数比
	交換機系ソフトウェア、障害対策システム等	ネットワーク資産額比
	研究開発用ソフトウェア	ネットワーク資産額比

(3) トラヒック比の算出方法

- ・各社の測定箇所に違いはあるが、測定されるトラヒックの対象に大きな違いはないものと考えられ、トラヒック測定箇所の違いによる影響を考慮する必要はない。現時点では、トラヒック比の算出に当たり、QoSについて特段の処理を行わないとすることが適当。

➤ 各社の見直し後の配賦基準は以下のとおり。基本的に改正後のMVNOガイドラインに沿った配賦基準に見直しされたと考えられる。

	NTTドコモ		KDDI		ソフトバンク	
資産区分	固定資産項目	配賦方法	固定資産の種類	配賦基準	資産区分	配賦方法
機械設備	サービス制御系装置	契約数比	サービス制御系装置	回線数比	サービス制御系装置	回線数比
	電力設備	ネットワーク資産額比	電力設備等	ネットワーク資産額比	電力設備	ネットワーク資産額比
	その他	トラフィック比	上記以外	トラフィック比	上記以外	トラフィック比
空中線設備	鉄塔、鉄柱等	契約数比	鉄塔、鉄柱等	回線数比	鉄塔、鉄柱等	回線数比
	その他	トラフィック比	上記以外	トラフィック比	上記以外	トラフィック比
通信衛星設備	トラフィック比		－		－	
端末設備	ネットワーク資産額比		ネットワーク資産額比		ネットワーク資産額比	
市内・市外 線路設備	トラフィック比		鉄塔、鉄柱等	回線数比	鉄塔、鉄柱等	回線数比
			上記以外	トラフィック比	上記以外	トラフィック比
土木設備	契約数比		回線数比		回線数比	
海底線設備	－		(移動電気通信役務以外の電気通信役務に帰属)		トラフィック比	
建物	ネットワーク資産額比		ネットワーク資産額比		ネットワーク資産額比	
構築物	ネットワーク資産額比		ネットワーク資産額比		ネットワーク資産額比	
機械及び装置	ネットワーク資産額比		ネットワーク資産額比		ネットワーク資産額比	
車両	ネットワーク資産額比		ネットワーク資産額比		ネットワーク資産額比	
工具、器具 及び備品	顧客系・料金システム	契約数比	顧客系・料金システム	回線数比	顧客系・料金システム等	回線数比
	その他	ネットワーク資産額比	上記以外	ネットワーク資産額比	上記以外（測定機器等）	ネットワーク資産額比
土地	ネットワーク資産額比		ネットワーク資産額比		ネットワーク資産額比	
リース資産	鉄塔	契約数比	－		－	
	その他	ネットワーク資産額比				
建設仮勘定	電気通信事業に係る固定資産取得額比		移動電気通信役務に係る固定資産取得額比		移動電気通信役務に係る固定資産取得額比	
無形固定資産	顧客系・料金システム	契約数比	顧客系・料金システム	回線数比	顧客系・料金システム等	回線数比
	交換機系ソフト等の 通信用ソフトウェア	ネットワーク資産額比	上記以外	ネットワーク資産額比	建設仮勘定（無形）	移動電気通信役務に係る 固定資産取得額比
	その他	ネットワーク資産額比			上記以外	ネットワーク資産額比

※ 各社の2023年度接続会計 配賦整理書を基に総務省作成。NTTドコモのネットワーク資産額比は、配賦整理書においては「移動電気通信役務に係るネットワーク資産額比」とされている。

(参考) 各社の見直し前後の配賦基準

赤枠内構成員限り

5

※青枠は資産額の大きい資産区分であり、特に空中線設備及び無形固定資産は音声接続料への影響大。赤字は見直しにより適用される比が変わり、影響大のもの。

ネットワーク資産

資産区分	見直し前			見直し後
	NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク	
機械設備				(基地局設備、コア網設備等) ・ 取扱量（トラフィック）比 (サービス制御系装置) ・ 回線数比 (電力設備) ・ ネットワーク資産額比
空中線設備				(鉄塔、鉄柱等) ・ 回線数比 (アンテナ等) ・ 取扱量（トラフィック）比
市内・市外線路設備				(鉄塔、電柱等) ・ 回線数比 (ケーブル等) ・ 取扱量（トラフィック）比
土木設備				・ 回線数比
海底線設備				・ 取扱量（トラフィック）比
端末設備				・ ネットワーク資産額比
建物				・ ネットワーク資産額比
構築物				・ ネットワーク資産額比
機械及び装置				・ ネットワーク資産額比
車両及び船舶				・ ネットワーク資産額比
工具、器具及び備品				(顧客系・料金系システム) ・ 回線数比 (測定機器等) ・ ネットワーク資産額比
土地				・ ネットワーク資産額比
リース資産				リースの対象となる資産に関連する固定資産区分 の配賦基準に準じる
建設仮勘定				・ 固定資産全体の固定資産取得価額比
無形固定資産				(顧客系システム、料金系システム) ・ 回線数比 (交換機系ソフトウェア、障害対策システム等) ・ ネットワーク資産額比 (研究開発用ソフトウェア) ・ ネットワーク資産額比

➤ 各社の見直し後の回線数比、トラフィック比、ネットワーク資産額比及び固定資産価額比は以下のとおり。

■ 回線数比、トラフィック比

音声：データ の比率	NTTドコモ		KDDI		ソフトバンク	
	2021年度	2023年度	2021年度	2023年度	2021年度	2023年度
回線数比						
トラフィック比						

※ 回線数比に係るソフトバンクからの説明

■ NW資産価額比

音声：データ の比率	NTTドコモ			KDDI			ソフトバンク		
	見直し前 2021年度	第1回WG 見直し試算	見直し後 2023年度	見直し前 2021年度	第1回WG 見直し試算	見直し後 2023年度	見直し前 2021年度	第1回WG 見直し試算	見直し後 2023年度
NW資産額比 (帳簿価額)									

■ 固定資産価額比

音声：データ の比率	NTTドコモ			KDDI			ソフトバンク		
	見直し前 2021年度	第2回WG 見直し試算	見直し後 2023年度	見直し前 2021年度	第2回WG 見直し試算	見直し後 2023年度	見直し前 2021年度	第2回WG 見直し試算	見直し後 2023年度
固定資産価額比 (取得価額)									
固定資産価額比 (帳簿価額)			15.1 : 84.9			15.0 : 85.0			24.2 : 75.8

➤ 2023年度接続会計におけるNTTドコモの固定資産価額比 (音声 : データ) は、帳簿価額で15.1 : 84.9 となっている。

移動電気通信役務に係る
固定資産 (帳簿価額)
3,253,524

有形
固定資産
2,408,225

有形 : 無形
(移動電気通信役務)
74.0 : 26.0
(うち携帯電話)
73.4 : 26.6

無形
固定資産
845,299

直課比率

音声伝送役務
544,826

音声 : データ
(移動電気通信役務)
16.7 : 83.3
(うち携帯電話)
15.1 : 84.9

データ伝送役務
2,708,698

有形
固定資産
367,136
無形固定資産
177,689

有形 : 無形
(移動電気通信役務)
67.4 : 32.6
(うち携帯電話)
63.7 : 36.3

有形
固定資産
2,041,088

有形 : 無形
(移動電気通信役務)
75.4 : 24.6
(うち携帯電話)
75.2 : 24.8

無形
固定資産
667,610

(百万円)

➤ 2023年度接続会計におけるKDDIの固定資産価額比 (音声 : データ) は、帳簿価額で15.0 : 85.0 となっている。

※ なお、KDDIは、接続会計の提出後にネットワーク資産額比の算出に他社と異なる部分が確認されたため、本資料においては修正後の数字を記載している。

(百万円)

移動電気通信役務に係る
固定資産 (帳簿価額)
1,426,295

有形
固定資産
1,154,853

有形 : 無形
81.0 : 19.0

無形固定資産
271,442

直課比率

音声伝送役務
214,034

音声 : データ
15.0 : 85.0

データ伝送役務
1,212,262

有形固定資産
118,885

無形固定資産
95,149

有形 : 無形
55.5 : 44.5

有形
固定資産
1,035,968

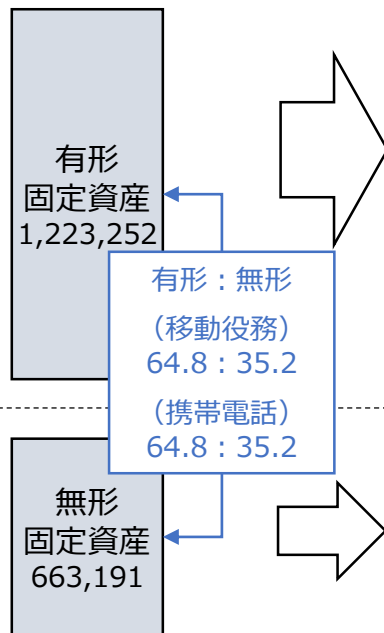
無形固定資産
176,293

有形 : 無形
85.5 : 14.5

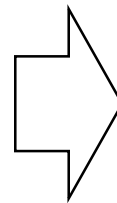
➤ 2023年度接続会計におけるソフトバンクの固定資産価額比（音声：データ）は、帳簿価額で24.2：75.8となっている。

※ なお、ソフトバンクは、接続会計の提出後にネットワーク資産額比の算出に他社と異なる部分を確認されたため、本資料においては修正後の数字を記載している。

移動電気通信役務に係る
固定資産（帳簿価額）
1,886,441



直課比率



音声伝送役務
456,052

音声：データ
(移動役務)
24.2 : 75.8
(携帯電話)
24.2 : 75.8

データ伝送役務
1,430,391

有形固定資産
222,662

無形固定資産
233,390

有形：無形
(移動役務)
48.8 : 51.2
(うち携帯電話)
48.8 : 51.2

有形
固定資産
1,000,590

無形
固定資産
429,801

有形：無形
70.0 : 30.0

(百万円)

- 2023年度接続会計における各社の固定資産価額比（取得価額）の内訳は以下のとおり。
- なお、無形固定資産の取得価額については、第二種指定電気通信設備接続会計規則（平成23年総務省令第24号。以下、「接続会計規則」という。）において、記載を求めている。

ネットワーク資産（単位：百万円）															
	NTTドコモ					KDDI					ソフトバンク				
	携帯電話（音声）		携帯電話（データ）		音：デ 比率	携帯電話（音声）		携帯電話・BWA （データ）		音：デ 比率	携帯電話（音声）		携帯電話・BWA （データ）		音：デ 比率
機械設備	132,649	18.2%	3,820,392	59.2%	3.4：96.6	115,808	33.8%	1,897,726	55.9%	5.8：94.2	171,765	27.9%	2,289,635	67.9%	7.0：92.9
空中線設備	331,795	45.6%	858,818	13.3%	27.9：72.1	141,119	41.2%	807,869	23.8%	14.9：85.1	291,398	47.3%	453,952	13.5%	39.1：60.9
通信衛星設備	0	0.0%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
端末設備	-	-	-	-	-	20	0.0%	218	0.0%	8.4：92.0	34,783	5.6%	201,726	6.0%	14.7：85.3
線路設備	331	0.0%	131,620	2.0%	0.3：99.7	2,248	0.7%	3,653	0.1%	38.1：61.9	2,886	0.5%	79,135	2.3%	3.5：96.5
土木設備	12,212	1.7%	18,460	0.3%	39.8：60.2	269	0.1%	414	0.0%	39.4：60.6	30,059	4.9%	40,302	1.2%	42.7：57.3
海底線設備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	78	0.0%	14,651	0.4%	0.5：99.5
建物	65,113	9.0%	659,243	10.2%	9.0：91.0	20,687	6.0%	215,548	6.4%	8.8：91.2	22,052	3.6%	127,898	3.8%	14.7：85.3
構築物	18,082	2.5%	183,080	2.8%	9.0：91.0	7,068	2.1%	73,818	2.2%	8.7：91.3	5,227	0.8%	30,317	0.9%	14.7：85.3
機械及び装置	1,665	0.2%	16,865	0.3%	9.0：91.0	148	0.0%	1,547	0.0%	8.7：91.3	219	0.0%	1,267	0.0%	14.7：85.3
車両	223	0.0%	2,265	0.0%	9.0：91.0	270	0.1%	2,823	0.1%	8.7：91.3	362	0.1%	2,097	0.1%	14.7：85.3
工具、器具 及び備品	81,216	11.2%	377,505	5.9%	17.7：82.3	13,704	4.0%	54,096	1.6%	20.2：79.8	38,572	6.3%	62,028	1.8%	38.3：61.7
土地	21,862	3.0%	169,631	2.6%	11.4：88.6	15,403	4.5%	160,869	4.7%	8.7：91.3	2,038	0.3%	11,824	0.4%	14.7：85.3
リース資産	38,756	5.3%	63,015	1.0%	38.1：61.9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設仮勘定	23,253	3.2%	148,121	2.3%	13.6：86.4	25,412	7.4%	173,968	5.1%	12.7：87.3	16,323	2.7%	58,794	1.7%	21.7：78.3
有形固定資産	727,163	100.0%	6,449,021	100.0%	10.1：89.9	342,156	100.0%	3,392,550	100.0%	9.2：90.8	615,762	100.00%	3,373,626	100.00%	15.4：84.6
無形固定資産	接続会計規則上、無形固定資産の取得価額の記載を求めている。														
電気通信事業 固定資産合計															
固定資産価額比（取得価額）		NTTドコモ				KDDI				ソフトバンク					
見直し後															

➤ 2023年度接続会計における各社の固定資産価額比（帳簿価額）の内訳は以下のとおり。

ネットワーク資産

（単位：百万円）

	NTTドコモ					KDDI					ソフトバンク				
	携帯電話（音声）		携帯電話（データ）		音：デ 比率	携帯電話（音声）		携帯電話・BWA （データ）		音：デ 比率	携帯電話（音声）		携帯電話・BWA （データ）		音：デ 比率
機械設備	33,593	7.1%	988,435	37.1%	3.3：96.7	16,299	7.6%	381,944	31.5%	4.1：95.9	30,779	6.8%	583,313	40.8%	5.0：95.0
空中線設備	130,239	27.4%	285,234	10.7%	31.3：68.7	50,602	23.6%	236,141	19.5%	17.6：82.4	130,717	28.7%	184,718	12.9%	41.4：58.6
通信衛星設備	0	0.0%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
端末設備	-	-	-	-	-	5	0.0%	53	0.0%	8.5：89.8	14,066	3.1%	66,945	4.7%	17.4：82.6
線路設備	65	0.0%	26,148	1.0%	0.2：99.8	394	0.2%	660	0.1%	37.3：62.6	806	0.2%	10,692	0.7%	7.0：93.0
土木設備	4,497	0.9%	6,798	0.3%	39.8：60.2	109	0.1%	169	0.0%	39.2：60.8	2,557	0.6%	3,427	0.2%	42.7：57.3
海底線設備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14	0.0%	2,549	0.2%	0.5：99.5
建物	26,462	5.6%	205,328	7.7%	11.4：88.6	6,643	3.1%	61,009	5.0%	9.8：90.2	11,179	2.5%	53,207	3.7%	17.4：82.6
構築物	5,928	1.2%	46,000	1.7%	11.4：88.6	1,376	0.6%	12,633	1.0%	9.8：90.2	1,072	0.2%	5,101	0.4%	17.4：82.6
機械及び装置	572	0.1%	4,439	0.2%	11.4：88.6	19	0.0%	178	0.0%	9.6：90.4	143	0.0%	678	0.0%	17.4：82.6
車両	18	0.0%	144	0.0%	11.1：88.9	45	0.0%	411	0.0%	9.9：90.3	23	0.0%	112	0.0%	17.0：83.0
工具、器具 及び備品	18,066	3.8%	65,052	2.4%	21.7：78.3	2,577	1.2%	7,933	0.7%	24.5：75.5	12,945	2.8%	19,228	1.3%	40.2：59.8
土地	21,862	4.6%	169,631	6.4%	11.4：88.6	15,403	7.2%	160,869	13.3%	8.7：91.3	2,038	0.4%	11,825	0.8%	14.7：85.3
リース資産	37,855	8.0%	58,461	2.2%	39.3：60.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設仮勘定	23,253	4.9%	148,121	5.6%	13.6：86.4	25,412	11.9%	173,968	14.4%	12.7：87.3	16,323	3.6%	58,794	4.1%	21.7：78.3
有形固定資産	302,415	63.7%	2,003,796	75.2%	13.1：86.9	118,885	55.5%	1,035,968	85.5%	10.3：89.7	222,662	48.8%	1,000,590	70.0%	18.2：81.8
無形固定資産	172,425	36.3%	661,996	24.8%	20.7：79.3	95,149	44.5%	176,293	14.5%	35.1：64.9	233,390	51.2%	429,801	30.0%	35.2：64.8
電気通信事業 固定資産合計	474,840	100.0%	2,665,792	100.0%	15.1：84.9	214,034	100.0%	1,212,262	100.0%	15.0：85.0	456,052	100.0%	1,430,391	100.0%	24.2：75.8

固定資産価額比（帳簿価額）	NTTドコモ		KDDI		ソフトバンク	
見直し後	15.1：84.9		15.0：85.0		24.2：75.8	

- 現行の接続会計規則では、別表第二 役務別固定資産帰属明細表において、無形固定資産の取得価額及び減価償却累計額の記載を求めているが、各社の固定資産取得価額比自体や、当該比率が各社が施設保全費の配賦に用いている固定資産取得額比と一致しているか等を総務省において確認することができない。
- 接続料算定の透明性の更なる向上のため、今後、**接続会計規則を改正し、無形固定資産及び固定資産合計の取得価額（及び減価償却累計額）の数字の記載・公表を求めることについてどう考えるか。**

・この点についての各社の考え方は以下のとおり。

NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
➤ 当社は、無形固定資産の取得価額（総額）を用いて固定資産取得価額比を計算しております。 ➤ 他方、無形固定資産は、企業会計原則に則り、直接法（無形固定資産から償却額を直接減額する方法）で仕訳しており、公表を前提とした接続会計上で報告を求められた場合には取得価額と帳簿価額は同額とすることとなります。そのため、仮に接続会計規則を改正したとしても、取得価額（総額）を報告することとはなりません。 ➤ なお、接続料算定の透明性の更なる向上のため、固定資産取得価額比の計算に用いる無形固定資産の取得価額（総額）を総務省へ提出することに異存ありません。	➤ 別表第二（役務別固定資産帰属明細表、公表対象）に無形固定資産の取得価額と減価償却累計額を記載する接続会計規則の改正に異論ありません。	➤ 総務省殿の確認必要性の観点からは公表までは不要であり、総務省殿への自主的な提出により透明性は確保可能と考えます。 ➤ なお、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（以下、「第一種指定事業者」といいます。）においても取得価額は帳簿価格と同額になっており、取得価額そのものは公表していないものと考えられ、第二種指定電気通信設備を設置する事業者が第一種指定事業者よりも厳格な対応を求められるのは適切ではなく、公表は不要と考えます。

（参考）会社計算規則（平成18年法務省令第13号）

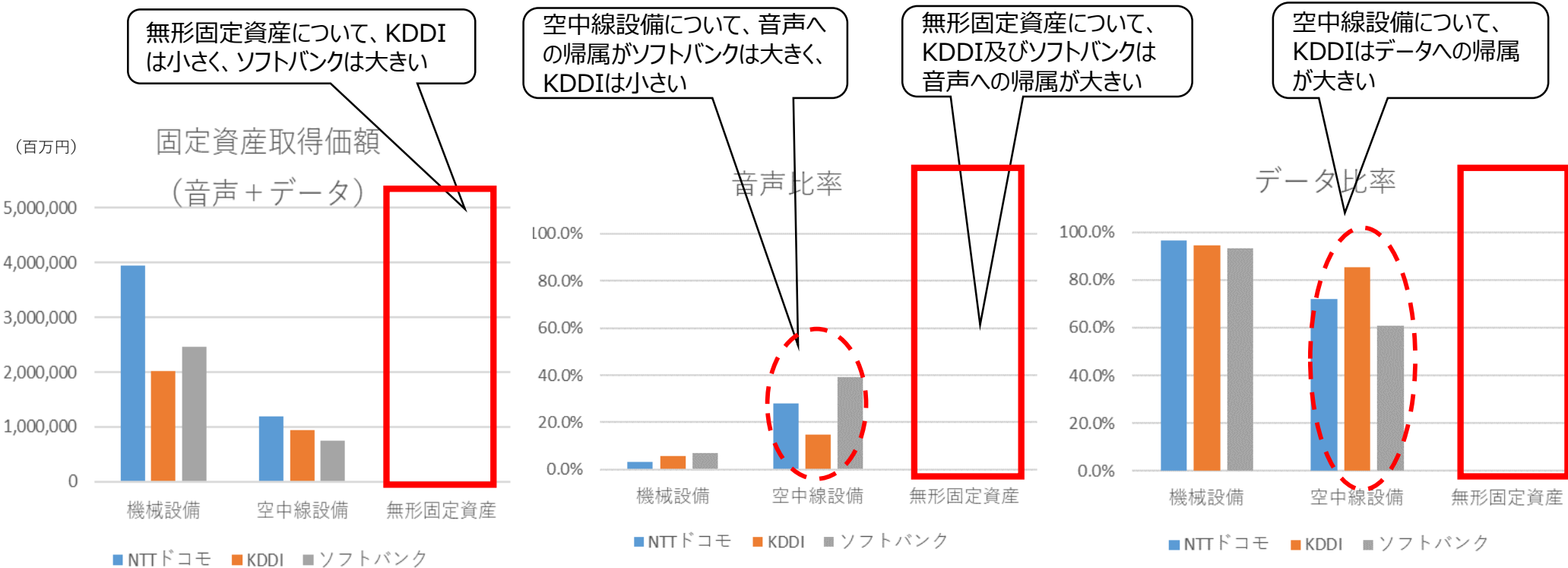
（無形固定資産の表示）

第八十一条 各無形固定資産に対する減価償却累計額及び減損損失累計額は、当該各無形固定資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各無形固定資産の金額として表示しなければならない。

考え方（案）

- ・ 会社計算規則において、無形固定資産の表示について直接法が求められていることを踏まえれば、接続会計の別表第二 役務別固定資産帰属明細表において、会社計算規則と異なる表示を求めることは必ずしも適当ではないと考えられるか。
- ・ 他方、各社が施設保全費の配賦基準となる固定資産取得価額比の算出に無形固定資産の取得価額（総額）を用いていることを踏まえれば、その比率の計算方法を総務省において確認できるようにすることは適当であり、**配賦整理書の別表の注記等の形で、無形固定資産の取得価額（総額）及び有形・無形固定資産合計の取得価額を含む、固定資産取得価額比の計算方法の記載（非公表）を求めることが適当ではないか。**

- 各社の固定資産価額比は、見直し前よりは各社間の差が縮小しているが、見直し後においても一定の差が存在している。
- 資産価額の規模が大きい、機械設備、空中線設備、無形固定資産について、各社の音声／データへの帰属の状況は以下のとおり。

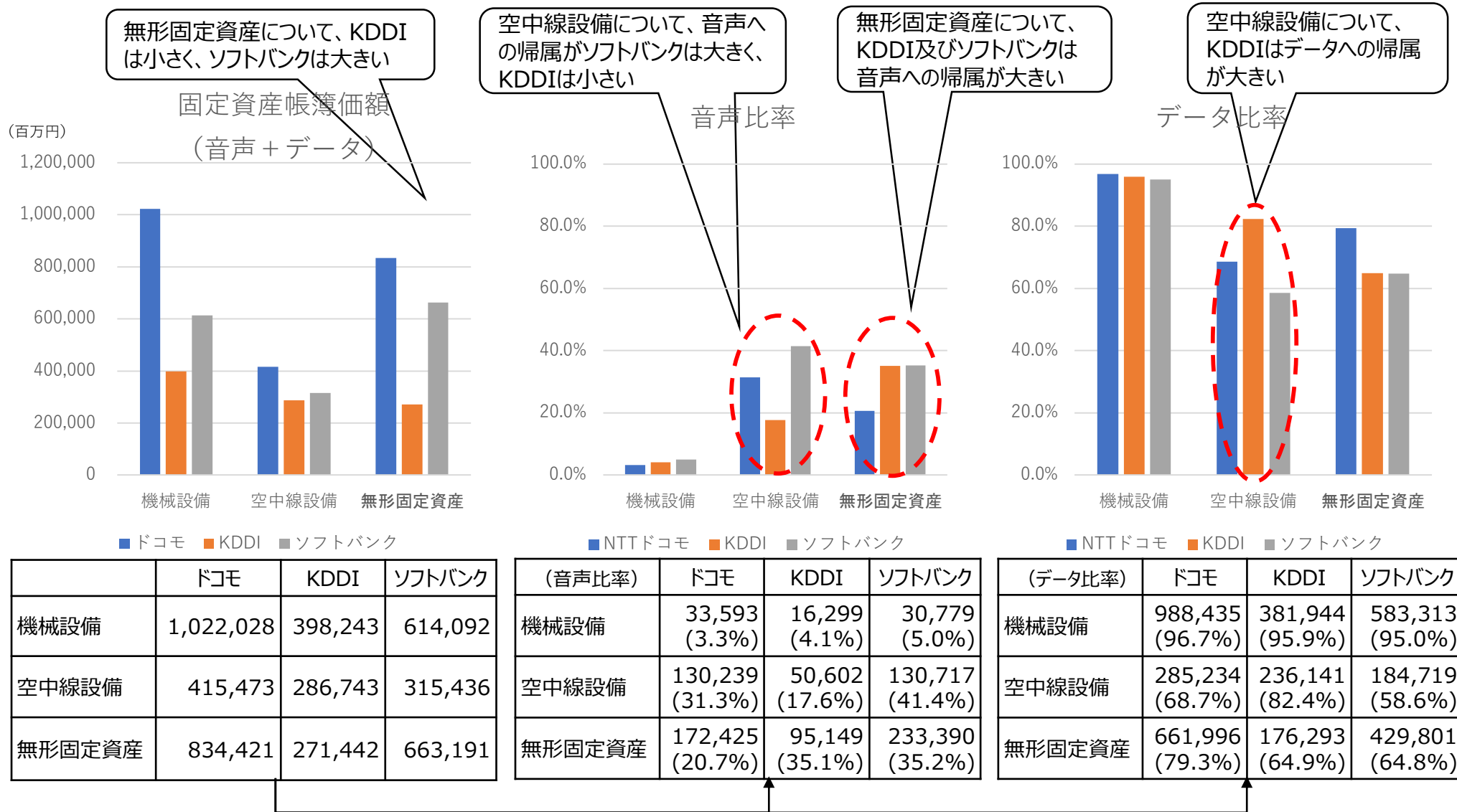


	NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
機械設備	3,953,041	2,013,534	2,461,400
空中線設備	1,190,613	948,989	745,350
無形固定資産			

（音声比率）	NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
機械設備	132,649 (3.4%)	115,808 (5.8%)	171,765 (7.0%)
空中線設備	331,795 (27.9%)	141,119 (14.9%)	291,398 (39.1%)
無形固定資産			

（データ比率）	NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
機械設備	3,820,392 (96.6%)	1,897,726 (94.2%)	2,289,635 (93.0%)
空中線設備	858,818 (72.1%)	807,869 (85.1%)	453,952 (60.9%)
無形固定資産			

- 各社の固定資産価額比は、見直し前よりは各社間の差が縮小しているが、見直し後においても一定の差が存在している。
- 資産価額の規模が大きい、機械設備、空中線設備、無形固定資産について、各社の音声／データへの帰属の状況は以下のとおり。



➤ 空中線設備について、音声伝送役務/データ伝送役務への配賦割合が3社で大きく異なっているが、どのような理由が考えられるか。

(単位：百万円)

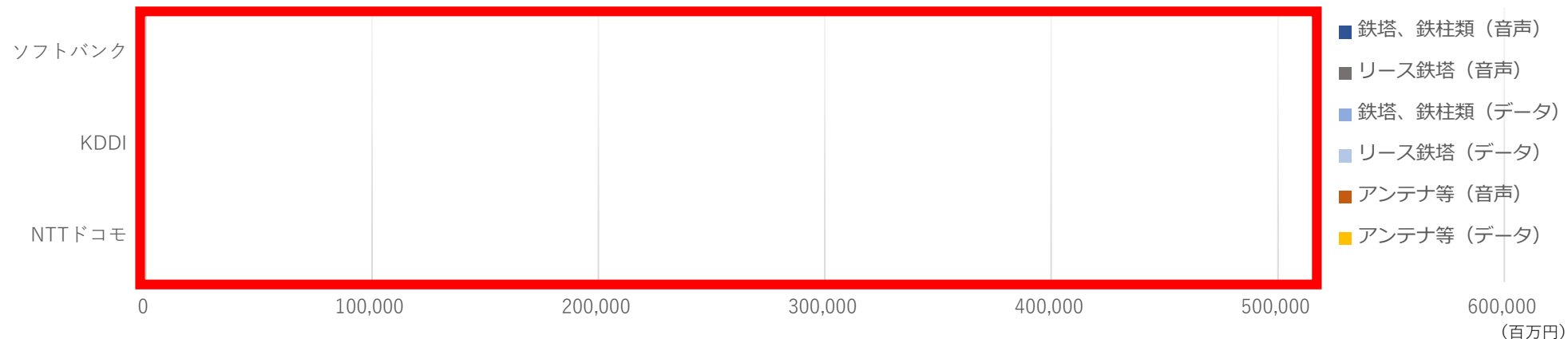
		NTTドコモ					KDDI					ソフトバンク				
		携帯電話	音声	データ	音比率	デ比率	携帯電話	音声	データ	音比率	デ比率	携帯電話	音声	データ	音比率	デ比率
空中線設備	取得価額	1,190,613	331,795	858,818	27.9%	72.1%	948,989	141,119	807,869	14.9%	85.1%	745,350	291,398	453,952	39.1%	60.9%
	減価償却累計額	775,140	201,556	573,584	26.0%	74.0%	662,245	90,517	571,728	13.7%	86.3%	429,914	160,681	269,233	37.4%	62.6%
	帳簿価額	415,473	130,239	285,234	31.3%	68.7%	286,743	50,602	236,141	17.6%	82.4%	315,436	130,717	184,719	41.4%	58.6%

整理手順（帳簿価額）

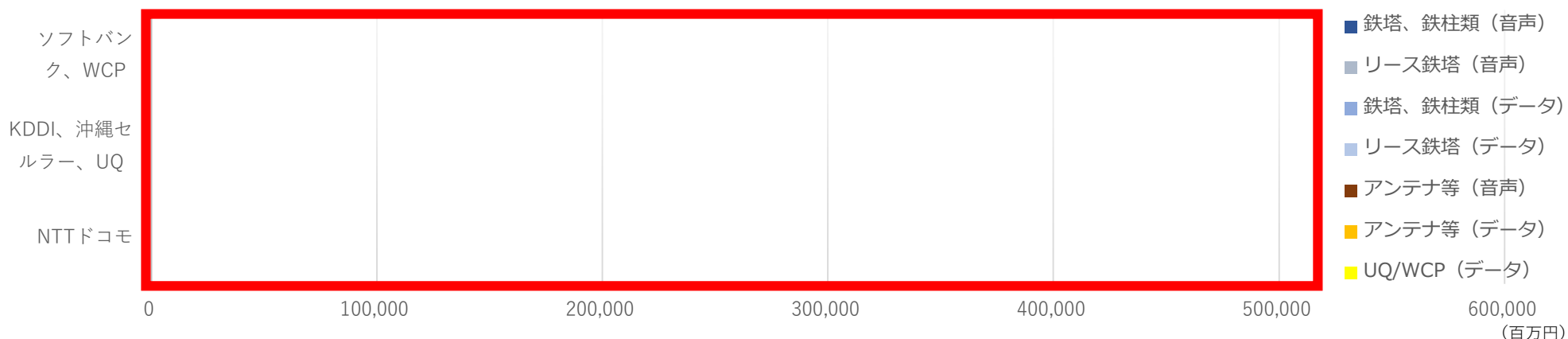
NTTドコモ	空中線設備 415,727	
KDDI	空中線設備 286,743	
ソフトバンク	空中線設備 315,436	

空中線設備の内訳（帳簿価額）

※NTTドコモについては、空中線設備に加え、リース資産に含まれる鉄塔資産を加算。
ソフトバンクについては、空中線設備にリース資産が含まれている。



空中線設備の内訳（帳簿価額）（沖縄セルラー、UQ、WCPを含む）



（参考）3社の基地局数（総務省 令和5年度 電波の利用状況調査）

	3G	4G	5G	合計(3G～5G)	合計(4G～5G)
NTTドコモ	132,203	261,756	30,899	424,858	292,655
KDDI	0	195,565	51,968	247,533	247,533
ソフトバンク	111,208	175,333	65,366	351,907	240,699

（参考）ソフトバンク 接続会計報告書 3 個別注記表

（リースにより使用する固定資産に関する注記）
ファイナンス・リース取引により使用するリース資産
電気通信事業固定資産
空中線設備 246,714百万円

- 基地局は設置場所にあわせて様々なタイプが存在。それぞれのタイプの基地局数について各社に確認した結果は以下のとおり。
- 事業者によってカウント方法（サイト／ロケーション数、周波数別基地局数）が異なり単純比較が難しい。

	ストリート	ビル	鉄塔	コンクリート柱 (小規模基地局/ 開空間ブースタ)	その他	合計
基地局 タイプ					ビル内等	

【基地局数】

NTTドコモ	
KDDI	
ソフトバンク	

【アンテナ本数】

NTTドコモ	
KDDI	
ソフトバンク	

	NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
➤ 「鉄塔、鉄柱等」、「アンテナ等」の内訳			
➤ 償却方法			
➤ 圧縮記帳の有無			
➤ インフラシェアリングの計上方法 (→P34)			

➤ 空中線設備について、音声伝送役務/データ伝送役務への配賦割合が3社で大きく異なっているが、どのような理由が考えられるか。

考え方（案）

- ・ 空中線設備の内訳としては、各社とも、「鉄塔、鉄柱等」と「アンテナ等」に大別され、「鉄塔、鉄柱等」については回線数比、「アンテナ等」についてはトラヒック比で配賦している点については3社共通となっている。

（「鉄塔、鉄柱等」と「アンテナ等」の割合について）

- ・ 他方、空中線設備全体に占める「鉄塔、鉄柱等」と「アンテナ等」の割合については、3社で相当の格差が存在しているが、各社のタイプ別基地局数や各社の空中線設備の構成（共通設備の配賦基準別）を確認した限りでは、格差が存在する明確な理由が判明しなかった。
- ・ 「鉄塔、鉄柱等」と「アンテナ等」の割合に相当の格差が存在することにより、固定資産価額比の算出に影響し、3社の接続料水準に影響を与えているが、この点についてどう考えるか。各社の**「鉄塔、鉄柱等」と「アンテナ等」の割合やその影響等について引き続き注視するとともに、令和6年度届出接続料の水準等も確認しつつ、今後の配賦方法について引き続き検討することが適当か。**

（フィーダー及びフィーダーラック、架台・支持柱・取付金具の配賦基準について）

- ・ なお、各社の空中線設備の構成（共通設備の配賦基準別）を確認した結果、フィーダー及びフィーダーラック、架台・支持柱・取付金具については、回線数比・トラヒック比のどちらを適用しているかについて、必ずしも統一されていないことが判明した。

この点、フィーダーについては、周波数に連動した資産（例えば、一のアンテナで3種類の周波数に対応している場合、3本のフィーダーが必要になる）と考えられ、アンテナの更改や増設に伴ってフィーダーも更改や増設が必要になると考えれば、「鉄塔、鉄柱等」よりは「アンテナ等」に準じることが適当ではないか。

他方、フィーダーラック、架台・支持柱・取付金具については、「鉄塔、鉄柱等」に含まれる、又はこれに付随するものと考えることが適当ではないか。

については、各社においては、**令和6年度接続会計以降は、フィーダーについてはトラヒック比、フィーダーラック、架台・支持柱・取付金具については回線数比で配賦をするよう、見直しを進めていくことが適当ではないか。**

➤ 無形固定資産について、資産規模や音声/データ役務への配賦割合が3社で異なっているが、どのような理由が考えられるか。

(単位：百万円)

		NTTドコモ					KDDI					ソフトバンク				
		携帯電話	音声	データ	音比率	デ比率	携帯電話	音声	データ	音比率	デ比率	携帯電話	音声	データ	音比率	デ比率
無形固定資産	取得価額															
	減価償却累計額															
	帳簿価額	834,421	172,425	661,996	20.7%	79.3%	271,442	95,149	176,293	35.1%	64.9%	663,191	233,390	429,801	35.2%	64.8%

整理手順		
NTTドコモ	無形固定資産 834,421	
KDDI	無形固定資産 271,442	

ソフトバンク	無形固定資産 663,231	
--------	-------------------	--

(参考) 第1回 費用配賦WG (令和5年11月10日) 資料1－3 (p6) ソフトバンクに対する質問及び回答

(質問) 他社に比べて無形固定資産 (帳簿価額) の割合が大きいが、どのような理由が考えられるか。
(ソフトバンク回答)

(参考) 第2回 費用配賦WG (令和5年12月26日) 資料2－1 (p6) 費用配賦見直し後の接続料試算の前提

無形固定資産の内訳（帳簿価額）

NTTドコモ

KDDI

ソフトバンク

900000
800000
700000
600000
500000
400000
300000
200000
100000
0

携帯電話 音声 データ

携帯電話 音声 データ

携帯電話 音声 データ

- 周波数移行に関する費用及びブランド使用权を無形固定資産に計上する場合、どの配賦基準で音声伝送役務／データ伝送役務に配賦することが適当か。また、そのような配賦が、接続料原価の算定に用いる固定資産価額比に影響することについてどう考えるか。

・この点についての各社の考え方は以下のとおり。

NTTドコモ	(周波数移行費用について) ➤ 当社は、<u>周波数移行に係る費用を長期前払費用として償却年数</u> <u>に応じて施設保全費に計上</u> <u>しており、固定資産としては計上しておりません。</u> 当該会計処理は当社が採用する日本会計基準に則ったものであり、各社の会計基準に則った対応であれば、費用計上であっても資産計上であっても問題ないと考えます。 仮に<u>固定資産として計上する場合、資産整理に用いるべき配賦基準が異なるため、有形固定資産/無形固定資産のいずれとするか、各社共通の考え方を整理すべき</u>と考えます。 (ブランド使用权、グループシステム使用料、試験研究費の負担等の形で親会社へ支払う費用について) ➤ 親会社へ支払う費用としては、 仮に<u>固定資産として計上する場合、音声/データ等の役務に直接区分することができないため、ネットワーク資産額比で配賦することが考えられます。</u> この場合、接続料原価の算定に用いる固定資産価額比に影響すると考えられますが、企業会計基準の範囲で固定資産として処理している限り問題ないと考えます。
KDDI	(周波数移行費用について) ➤ 弊社では<u>周波数移行費用を負担しておりますが、長期前払費用として計上</u>しておりますので、営業費用（施設保全費・減価償却費等）の費用配賦に用いる<u>固定資産価額比の算出には含まれておりません。</u> もし、3社で扱いが異なっているのであれば、接続会計が3社で考え方を統一すべき接続料算定の出発点となることを踏まえると、接続会計の<u>営業費用（施設保全費・減価償却費等）の配賦基準に用いる固定資産価額比の算出からは周波数移行費用分を除外して算定するべき</u>と考えております。また、仮に固定資産として計上する場合の各役務への<u>配賦基準としては、当該分を除いた固定資産の固定資産価額比を用いることが適切</u>と考えます。 (ブランド使用权、グループシステム使用料、試験研究費の負担等の形で親会社へ支払う費用について) ➤ 各費用のK D D Iの扱い 弊社は、他の携帯電話に係る第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者である(株)NTTドコモやソフトバンク(株)とは異なり、企業体として、弊社を子会社とする親会社はございませんので、ブランド使用权、グループシステム利用料、試験研究費等の負担の形で親会社に支払う費用は存在せず、接続料原価に算入する親会社に支払う費用も、無形固定資産化している親会社に支払う費用もございません。

KDDI
(続き)

(ブランド使用権、グループシステム使用料、試験研究費の負担等の形で親会社へ支払う費用について) (続き)

➤ 配賦基準

仮にブランド使用権、グループシステム利用料等の負担の形で親会社に支払う費用を固定資産として計上する場合の各役務への配賦基準としては、接続会計が3社で考え方を統一すべき接続料算定の出発点となることを踏まえると、親会社に支払う費用であるかどうかによらず、各費用の種類毎に当該費用の性質に応じた配賦基準を用いるべきで、その配賦基準は下表のとおりと考えます。

費用の種類		固定資産の配賦基準	当該配賦基準を採用すべき理由
ブランド使用権		ネットワーク資産額比	回線数比・ネットワーク資産額比で配賦すべき無形固定資産以外の無形固定資産と同じ扱いとすべきであるため
グループシステム使用料	顧客系システム・料金系システム	回線数比	無形固定資産の顧客系システム・料金系システムと同じ扱いとすべきため
	障害対策システム・研究開発用ソフトウェア等	ネットワーク資産額比	無形固定資産の障害対策システム・研究開発用ソフトウェア等と同じ扱いとすべきであるため

ソフトバンク

(周波数移行に関する費用とブランド使用権を何比で配賦しているのか。)

(ブランド使用権に係る費用はどのような基準でグループ会社に賦課されているのか。)

➤ ブランド使用権に係る費用は、収益をベースに算出されています。

(周波数移行費用及びブランド使用料について、減価償却費の額及び耐用年数は何年としているか。)

考え方（案）

- 周波数移行費用やブランド使用権等の無形固定資産については、本WGIにおいて当該資産に対応した配賦基準の検討は行っており、当該資産に対応した配賦基準を規定していないところ、今後改めて検討することが適当ではないか。
（周波数移行費用について）
- 周波数移行費用については、各社とも当該費用を負担しているが、事業者によってその会計上の取扱いが異なっている。周波数移行費用を長期前払費用として計上する事業者においては、固定資産価額比の算出には周波数移行費用が影響しない一方、周波数移行費用を無形固定資産として計上する事業者においては、周波数移行費用の配賦基準が、固定資産価額比の算出に影響を与えている。
- 周波数移行費用を長期前払費用に計上するか無形固定資産に計上するかの会計上の取扱いの違いが、接続料原価の大部分を占める施設保全費や減価償却費の配賦に用いる固定資産価額比の算出に影響を与えることは適当ではないと考えられるため、**周波数移行費用を無形固定資産に計上する場合には固定資産価額比で配賦することが適当ではないか。**
（設備使用権について）
- インフラシェアリングで他社が建設・設置した鉄塔・アンテナ等を利用する場合の費用等について、一部の事業者は長期前払費用として計上している一方、他の一部の事業者は設備使用権として無形固定資産に計上している。この場合の設備使用権についても、**無形固定資産に計上する場合には固定資産価額比で配賦することが適当ではないか。**
- なお、設備使用権については、今後新リース会計基準が適用される場合には、使用権資産の扱いと合わせて改めて検討することが適当ではないか。
（ブランド使用権について）
- ブランド使用権については、一部の事業者が、親会社から有償で取得したグループブランド使用権を無形固定資産に計上している一方、他の事業者は同様の資産は計上していない（他の事業者においても、サービスブランドロゴ等の商標権や意匠権といった無形固定資産は存在している）。
- 現行のMVNOガイドラインでは、無形固定資産に係る配賦基準としては、トラヒック比、回線数比（顧客系システム・料金系システム）、ネットワーク資産額比（交換機系ソフトウェア、障害対策システム等、研究開発用ソフトウェア）としており、他の事業者は商標権や意匠権についてネットワーク資産額比で配賦していることを踏まえれば、**ブランド使用権についてもネットワーク資産額比で配賦することが適当と考えられるか（案1）**。あるいは、ブランド使用権や商標権、意匠権の有無が接続料原価の大部分を占める施設保全費や減価償却費の配賦に用いる固定資産価額比の算出に影響を与えることは適当ではないと考えられるため、**ブランド使用権や商標権、意匠権については固定資産価額比で配賦することが適当と考えられるか（案2）**。

（参考）MVNOガイドライン

トラヒック比以外の基準により配賦する固定資産

固定資産区分	固定資産の種類	配賦基準
無形固定資産	顧客系システム・料金系システム	回線数比
	交換機系ソフトウェア、障害対策システム等	ネットワーク資産額比
	研究開発用ソフトウェア	ネットワーク資産額比

MVNOガイドライン改定イメージ（以下を追記）

固定資産区分	固定資産の種類	配賦基準
無形固定資産	ブランド使用権、商標権、意匠権等	（案1）ネットワーク資産額比 （案2）固定資産価額比
	周波数移行費用、設備使用権	固定資産価額比

2 営業費用の配賦

- モバイル接続料費用配賦WGにおいて検討した、費用配賦の見直しの方向性は以下のとおり。

減価償却費及び施設保全費の配賦について

（１）減価償却費及び施設保全費の直課・配賦の在り方

- ・ 施設保全費について、音声伝送役務又はデータ伝送役務に直課できるものは直課した上で、配賦すべきものについては原則として固定資産価額（取得価額）比で配賦すること、減価償却費について、音声伝送役務又はデータ伝送役務に直課できるものは直課した上で、配賦すべきものについては原則として固定資産価額（帳簿価額）比で配賦することが適当。
- ・ 電気通信事業会計規則において、施設保全費とは「電気通信設備の保全のために直接必要な費用」とされている。費用配賦の見直しに合わせて、各社において、施設保全費とすべきではない費用が含まれていないか改めて確認の上、必要に応じて見直しを行うことが適当。

（２）その他

- ・ 電気通信事業会計規則において、通信設備利用料は「他の事業者に対してその設備を使用する対価として支払う費用」とされている。通信設備利用料の配賦基準については、当該利用料を支払って使用する通信設備に関連する固定資産区分の配賦基準に準じることが適当。
- ・ 配賦整理書について、少なくとも資産及び費用における全ての配賦基準を記載することとし、費用配賦の見直しにあわせて、配賦整理書の記載の見直しを各社に求めることが適当。

➤ 各社の見直し後の配賦基準は以下のとおり。

費用項目	NTTドコモ		KDDI		ソフトバンク	
営業費	契約数比		窓口	契約件数比	窓口	販売件数比
			料金	請求書発送件数比	料金	料金請求件数比
			販売	契約件数比	販売	販売件数比
			その他	契約件数比	その他	回線数比
運用費	－		契約件数比		－	
施設保全費	移動電気通信役務に係る固定資産取得価額比		移動電気通信役務に係る固定資産の取得価額比		移動電気通信役務に係る固定資産取得価額比	
共通費	営業費・施設保全費比率		営業・保守部門の人件費比		－	
管理費	営業費・施設保全費・共通費比率		営業・保守・共通部門の人件費比		営業・保守部門の人件費比	
試験研究費	電気通信収入額比		営業収益額比		移動電気通信役務に係る固定資産取得価額比	
減価償却費	移動電気通信役務に係る固定資産帳簿価額比		移動電気通信役務に係る固定資産の帳簿価額比		関連する固定資産帳簿価額比	
固定資産除却費	移動電気通信役務に係る固定資産帳簿価額比		移動電気通信役務に係る固定資産の帳簿価額比		関連する固定資産帳簿価額比	
通信設備使用料	回線使用料	トラフィック比	伝送路使用料	トラフィック比	回線数比又はトラフィック比	
	設備使用料 ／鉄塔設備	契約数比	管路使用料	回線数比		
	その他	ネットワーク資産額 (帳簿価額) 比	その他設備使用料	ネットワーク資産額 (帳簿価額) 比		
租税公課	固定資産税	移動電気通信役務に係る 固定資産帳簿価額比	固定資産税等	移動電気通信役務に係る 固定資産の帳簿価額比	固定資産税等	移動電気通信役務に係る 固定資産帳簿価額比
	事業所税等	管理費比率	事業所税	管理・共通部門の人件費比	事業所税	管理部門の人件費比

各社の営業費用の配賦結果は以下のとおり。

接続料原価への影響が大きいと考えられる費用 (単位：百万円)

	NTTドコモ					KDDI					ソフトバンク				
	携帯電話（音声）		携帯電話（データ）		音：デ 比率	携帯電話（音声）		携帯電話・BWA （データ）		音：デ 比率	携帯電話（音声）		携帯電話・BWA （データ）		音：デ 比率
営業収益	1,014,057	-	1,653,927	-	38.0：62.0	614,554	-	1,304,188	-	32.0：68.0	551,198	-	1,230,797	-	30.9：69.1
営業費用	620,427	100%	1,556,551	100%	28.5：71.5	367,964	100%	939,964	100%	28.1：61.9	481,205	100%	950,347	100%	33.6：66.4
営業費	334,636	53.9%	515,403	33.1%	39.4：60.6	167,564	45.5%	202,657	21.6%	45.3：54.7	241,695	50.2%	330,875	34.8%	42.2：57.8
施設保全費	45,789	7.4%	291,668	18.7%	13.6：86.4	30,753	8.4%	191,094	20.3%	13.9：86.1	44,393	9.2%	159,894	16.8%	21.7：78.3
共通費	13,321	2.1%	28,260	1.8%	32.0：68.0	561	0.2%	1,018	0.1%	35.6：64.5	-	-	-	-	-
管理費	23,276	3.8%	49,380	3.2%	32.0：68.0	35,471	9.6%	64,349	6.8%	35.5：64.5	17,543	3.6%	25,278	2.7%	41.0：59.0
試験研究費	29,612	4.8%	48,298	3.1%	38.0：62.0	1,225	0.3%	2,511	0.3%	32.8：67.2	2,402	0.5%	8,393	0.9%	22.3：77.7
減価償却費	75,905	12.2%	414,936	26.7%	15.5：84.5	52,505	14.3%	231,875	24.7%	18.5：81.5	89,047	18.5%	275,485	29.0%	24.4：75.6
固定資産除却費	5,164	0.8%	28,991	1.9%	15.1：84.9	2,823	0.8%	15,450	1.6%	15.4：84.6	4,897	1.0%	15,698	1.7%	23.8：76.2
通信設備使用料	77,203	12.4%	133,202	8.6%	36.7：63.3	68,879	18.7%	201,056	21.4%	25.5：74.5	73,183	15.2%	113,502	11.9%	39.2：60.8
租税公課	15,518	2.5%	46,408	3.0%	25.1：74.9	8,184	2.2%	29,956	3.2%	21.5：78.5	8,045	1.7%	21,222	2.2%	27.5：72.5
営業利益	393,630	-	97,375	-	80.2：19.8	246,591	-	364,224	-	40.4：59.6	69,993	-	280,450	-	20.0：80.0

- 各社の施設保全費及び減価償却費の配賦の状況は以下のとおり。
- 事業者によっては、固定資産全体の帳簿価額比とは別に、施設保全費の配賦のための固定資産帳簿価額比を計算している。

■ 固定資産全体の固定資産価額比

NTTドコモは音声「その他」及びデータ「その他」、ソフトバンクは音声「その他」を除く。

	NTTドコモ		KDDI		ソフトバンク	
	固定資産価額比 (取得価額)	固定資産価額比 (帳簿価額)	固定資産価額比 (取得価額)	固定資産価額比 (帳簿価額)	固定資産価額比 (取得価額)	固定資産価額比 (帳簿価額)
見直し後		15.1 : 84.9		14.9 : 85.1		24.2 : 75.8
一致 一致 一致 一致						

■ 施設保全費/減価償却費の配賦に用いる固定資産価額比

	NTTドコモ		KDDI		ソフトバンク	
	施設保全費の配賦	減価償却費の一部 の配賦	施設保全費の一部 の配賦	減価償却費の一部 の配賦	施設保全費の配賦	減価償却費の一部 の配賦
見直し後	移動電気通信役務 に係る固定資産 取得価額比	移動電気通信役務 に係る固定資産 帳簿価額比	移動電気通信役務 に係る固定資産の 取得価額比	移動電気通信役務 に係る固定資産の 帳簿価額比	移動電気通信役務 に係る固定資産 取得価額比	関連する固定資産 帳簿価額比

■ 施設保全費/減価償却費の整理（直課＋配賦）の結果

	NTTドコモ		KDDI、沖縄セルラー、UQ		ソフトバンク、WCP	
	施設保全費	減価償却費	施設保全費	減価償却費	施設保全費	減価償却費
見直し前						
見直し後試算						
見直し後	13.6 : 86.4	15.1 : 84.9	13.9 : 86.1 11.9 : 88.1	18.5 : 81.5 16.4 : 83.6	21.7 : 78.3 19.8 : 80.2	24.4 : 75.6 23.0 : 77.0

※KDDI、沖縄セルラー、UQの上段はKDDIのみ、下段はOCT、UQを含む。ソフトバンク、WCPの上段はソフトバンクのみ、下段はWCPを含む。

➤ 各社の施設保全費の内訳は以下のとおり。

NTTドコモ	施設保全費 340,209	
KDDI	施設保全費 221,847	
ソフトバンク	施設保全費 204,287	

- 通信設備使用料は、施設保全費、減価償却費に次いで接続料原価における一定の規模を占めていることから、通信設備使用料の主な内訳を各社に確認したところ、以下のとおり。

NTTドコモ	携帯電話（音声、データ）に係る通信設備使用料 210,405	
KDDI	携帯電話（音声、データ）に係る通信設備使用料 269,935	
ソフトバンク	携帯電話（音声、データ）に係る通信設備使用料 186,685	

（参考）ソフトバンク 接続会計報告書 3 個別注記表

（表示方法の変更に関する注記） 2. 損益計算書

前事業年度において、「施設保全費」に含めていた一部の回線利用料（前事業年度94,285百万円）は、MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン等の見直しに伴い、当事業年度より「通信設備使用料」に含めて表示しています。

【論点】コロケーション費用等の扱い（施設保全費/通信設備使用料）

赤枠内構成員限り

35

- 他社に支払う鉄塔使用料、管路使用料、電柱添架料、コロケーション費用等の扱い（施設保全費に計上するか、通信設備使用料に計上するか等）が、3社で異なっている可能性がある。以下の見直し案のとおり見直すことが適当か。

NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク

他社に支払う費用	NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク	見直し案
鉄塔使用料 (基地局に係るインフラシェアリングを含む)				<資産計上した場合> 各社の会計処理による。 (設備使用権として無形固定資産に計上した場合については、P26のとおり) <費用計上> 通信設備使用料※ (鉄塔：回線数比、 アンテナ：トラヒック比)
管路使用料				通信設備使用料※ (回線数比)
電柱添架料				通信設備使用料※ (回線数比)
コロケーション費用				施設保全費 (固定資産取得価額比)
土地・建物				通信設備使用料※ (NW資産額比)
電気料				
電力設備使用料				
空調設備使用料				

※通信設備使用料に計上する費用の配賦基準は、前回までのWGにおいて、当該利用料を支払って使用する通信設備に関連する固定資産区分の配賦基準に準じると整理済み。

- 試験研究費について、接続会計規則においては、原則として「**営業収益額比**又は**関連する支出額比**若しくは**固定資産価額比**」で配賦することとされている。
- 3社が採用する配賦基準は異なっている（NTTドコモ及びKDDIは**営業収益額比**、ソフトバンクは**固定資産取得価額比**を採用）。
- 音声接続料はMNO同士も払い合う接続料であることを鑑みれば、営業費用の配賦基準については3社で共通的な考え方とすることが望ましいが、試験研究費の配賦基準について、例えば、固定資産取得価額比で配賦することを共通ルールとすることについてどう考えるか。

・この点についての各社の考え方は以下のとおり。

NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
➤ 当社試験研究費は、親会社に支払うもの 〇〇 と自社における試験研究活動に関するもの 〇〇 の大きく2つが存在します。 ➤ 親会社に支払う基盤的研究開発費について、当社が成果を享受する研究領域を能動的に選択していること、また、特定の資産やサービス（役務）への帰属が明確でないことから、負担力主義によることが認められるとの会計学の考え方に則り、営業収益額比による配賦が適当と考えます。 ➤ 自社の試験研究に係る費用について、将来の6Gサービスの提供やネットワーク基盤の高度化に係るもの等であり、費用の発生時点において特定の資産やサービス（役務）への帰属が定まっておらず、投入と産出の因果関係が明確でないため、負担力主義によることが認められるとの会計学の考え方に則り、営業収益額比による配賦が適当と考えます。	➤ 以前より、試験研究費の社内の管理会計上の配賦基準として営業収益額比を用いており、第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドラインや第二種指定電気通信設備接続会計規則の制定後も、連続性の観点から踏襲しておりました。事業者間で配賦の考え方が異なること自体は直ちに問題となるものではありませんが、先の配賦見直しが接続料の適正性向上の観点から各社の算定方法は可能な限り統一されることが望ましいとの考えのもと実施されたことも踏まえれば、固定資産や主要な営業費用について各社で配賦基準を統一したように、「試験研究費」の配賦基準も3社で統一すべきと考えます。 ➤ 共通ルールとする配賦比率については、試験研究の対象が主に固定資産（コア設備、アンテナ・無線機、ソフトウェア等）に係るものが多いと想定されることを踏まえると、試験研究費を「営業収益額比」で配賦することは音声に費用が寄り過ぎており、見直す余地があると考えており、原価計算は受益者負担の考え方に基いて行われるべきという原則を考えれば、固定資産価額比（取得）に統一すべきと考えます。	➤ 試験研究費については、移動電気通信設備における、既存の移動電気通信役務や技術革新等のためのコストであることから、接続会計規則に則り固定資産価額比を採用しております。 ➤ 接続会計規則に記載の配賦基準を用いているのであれば問題ない認識ですが、共通化を検討するのであれば、その必要性等をまずは議論すべきと考えます。

考え方（案）

- ・ 音声接続料についてはMNO同士も払い合う接続料であることを鑑みれば、費用の整理の考え方について3社で共通的な考え方とすることが望ましい。
- ・ 試験研究費については、基礎研究に係る費用等も含まれていることを踏まえれば、必ずしも資産やサービスへの帰属が明確でなく、価値移転的原価計算が馴染まないものについては、負担力主義による費用配賦も許容されと考えられるか。
- ・ 試験研究費のうち、資産やサービスへの帰属が明確なものについては、固定資産取得価額比で配賦することが適当と考えられるか。

- 接続料原価の大部分を占める減価償却費及び施設保全費については、接続研第七次報告書を踏まえ、接続会計規則を改正し、配賦整理書（別表第六、移動電気通信役務費用整理表）において、その主要な費用項目と配賦基準、具体的な配賦比率等について記載を求めている。
- 通信設備使用料については、施設保全費、減価償却費に次いで接続料原価において一定の規模を占めていること、基地局回線に係る光ファイバ接続料やインフラシェアリングに係る費用など基地局にとって必要不可欠な費用が含まれていることを踏まえれば、接続料算定の透明性の更なる向上のため、今後、**接続会計規則を改正し、配賦整理書（別表第六、移動電気通信役務費用整理表）において、通信設備使用料についても記載を求めることが考えられるが、この点についてどう考えるか。**

・今後、接続会計規則を改正し、配賦整理書（別表第六、移動電気通信役務費用整理表）において、通信設備使用料についても記載を求めることが考えられるが、この点についてどう考えるか。

NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
➤ 接続料算定の透明性の更なる向上に資するため、異存ありません。	➤ 別表第六（移動電気通信役務費用整理表、非公表様式）の記載費目に通信設備使用料を追加する接続会計規則の改正に異論ありません。	➤ 接続会計規則の改正に先立ち、まずはその必要性や報告の目的等について議論すべきと考えます。

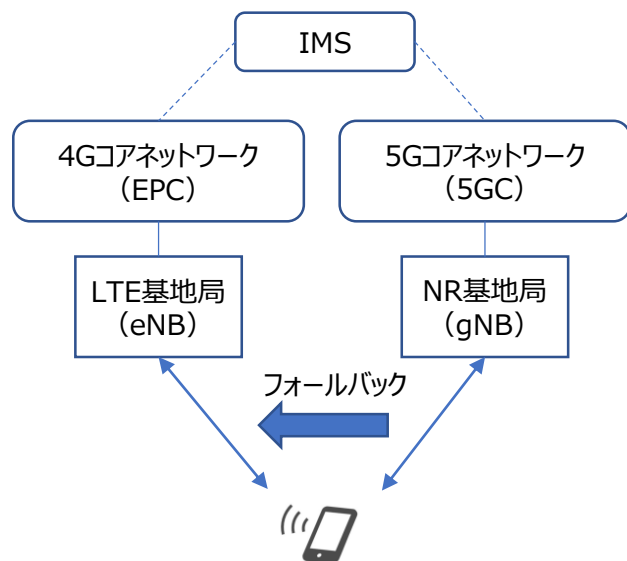
考え方（案）

- ・ 通信設備使用料について、配賦整理書（別表第六、移動電気通信役務費用整理表）において記載を求めることが適当ではないか。
- ・ なお、試験研究費については、一部の事業者においては、接続料原価のうち一定の規模を占めているが、他の事業者においてはその規模は小さい状況である。このため、試験研究費の内訳等については、配賦整理書において記載を求める対象とまではせず、総務省において、必要に応じてその内容を事業者を確認することが適当ではないか。

3 その他

- 5G（SA方式）においては、VoNRが普及されるまでの間、5GC及びNR基地局（gNB）からEPC及びLTE基地局（eNB）に端末を遷移させる「EPSフォールバック」により音声を提供されている。
- この際、音声接続料算定における5G（SA）資産及び費用の扱いが3社で異なっている可能性がある。

5G（SA方式）における音声の実現方式（EPSフォールバック）



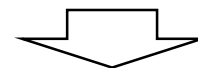
- ・ 5GC/5G(SA)においては、VoNR（Voice over New Radio）が普及されるまでの間、5GCから4Gネットワークへ端末を遷移させる、EPSフォールバックという仕組みにより音声を提供される。

なお、3Gから4Gの移行期においても、4Gから3Gのネットワークへ端末を遷移させる仕組み（CSフォールバック）により、音声を提供されていた。

接続研における5G（SA方式）に係る費用及び需要の扱いの検討

（事業者ヒアリング結果）

- 当社は、音声接続料及びデータ接続料について、**4G・5G（NSA方式）及び5G（SA方式）を一体として算定**。【NTTドコモ】
- データ接続料については、**MVNOが利用しない設備は接続料対象から除外**して、**4G・5G(NSA方式)のみによる算定**。音声接続料については、VoNR(Voice over New Radio)による音声提供開始までの期間の設備も含め、**音声相互接続事業者が利用しない設備は対象から除外**して算定。【KDDI】
- 音声・データ共に接続料原価、及び需要から**5G（SA方式）に係るものは除外**（現時点におけるMVNOとの利用実態との整合性を確保）。【ソフトバンク】



（接続研第8次報告書における考え方）

- ◆ **音声接続料については、接続料原価に5G（SA方式）に係る費用を算入するかどうかについて、MNO各社で共通的な考え方が採用されることが望ましいことから、費用配賦見直し結果の検証と合わせて、5G（SA方式）に係る資産及び費用について音声／データ伝送役務間で配賦する際の考え方について検討し、できる限り早期の接続料から共通的な考え方を適用することが適当。**

- ・ 現状、5GC及びNR基地局（gNB）の資産を音声に配賦しているか。（5GC及びNR基地局（gNB）をデータ直課としているか、それとも5GC及びNR基地局（gNB）を、EPC及びLTE基地局（eNB）と同様、MVNOガイドラインに規定した基準により音声とデータに配賦しているか。）

NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク

- ・ VoNRが実現しておらず、EPSフォールバックにより音声を提供されている場合、5GC及びNR基地局（gNB）について、EPC及びLTE基地局（eNB）と同様の考え方で整理することを共通的な考え方とし、その旨をMVNOガイドラインの脚注等に記載し明確化することについてどう考えるか。

NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
➤ 仮に、5G（SA方式）における音声呼の処理が3社ともEPSフォールバックという同様の仕組みを採用しているのであれば、5GC及びNR基地局（gNB）について、EPC及びLTE基地局（eNB）と同様の考え方を3社共通で整理することが適当と考えます。	➤ MVNOガイドラインの脚注等に記載し、明確化することについて異論ありません。	➤ 設備が特定できるのであれば直課、特定できないのであれば配賦といずれの方法も採り得ると考えます。 ➤ いずれにせよ、資産の管理方法は各社異なると想定されるため、運用上可能かつ適切な手法であれば良いと考えます。

考え方（案）

- ・ 音声接続料についてはMNO同士も払い合う接続料であることを鑑みれば、5GCにおける音声の実現方法が各社とも同様の仕組みであれば、接続料算定における資産や費用の整理の考え方について **3社で共通的な考え方とすることが望ましい**。
- ・ 現状、資産整理においては、3社とも、5GC及びNR基地局（gNB）を、EPC及びLTE基地局（eNB）と同様、MVNOガイドラインに規定した基準により音声とデータに配賦していることが確認された。他方、**一部の事業者においては、5GC及びNR基地局（gNB）の音声に相当する費用を音声接続料原価から控除していることが確認された**。3社で共通的な考え方とするため、**当該控除は行わず、5GC及びNR基地局（gNB）の音声に相当する費用を音声接続料原価に算入することが適当ではないか**。

- 第二種指定電気通信設備接続料規則（平成28年総務省令第31号）において、接続料の利潤の算定の基礎として用いる資産等は、貸借対照表に計上された期首及び期末の額の合計を二で除したものをを用いることとしている。令和6年度届出接続料の利潤の算定に当たり、レートベースにおける「対象設備等の正味固定資産価額」を計算する際、令和5年度期首（＝令和4年度期末、見直し前）及び令和5年度期末（見直し後）の固定資産価額を用いることが想定されるが、見直し前後の固定資産価額を平均化することが適当か。
- 激変緩和措置として、1年のみ、見直しにより増加するデータ接続料原価相当額の2分の1を上限として、データ接続料から音声接続料への原価戻しを認めることとしている。あくまで原価相当額の算入を認めるものであり、利潤の算定には当該原価戻しに係る利潤の算入は認めないことが適当か。
- また、音声接続料は、複数の階梯ごとに費用及び需要を整理した上で算定されているところ、激変緩和措置としての原価戻しを行う場合には、音声接続料原価の総額を各階梯に整理した結果の階梯別原価比率によって、データ接続料原価相当額を各階梯の音声接続料原価に戻すことが適当か。

・この点についての各社の考え方は以下のとおり。

NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
➤ レートベースにおける正味固定資産価額は、2023年度期末（見直し後）の固定資産価額を稼働とみなすべきと考えます。 ➤ 仮に、2023年度期首（2022年度期末、見直し前）の値で計算する場合、期首と期末で異なる配賦ルールに基づく資産整理を用いることになるため、適切ではないと考えます。 ➤ 当該原価戻しは、音声伝送交換機能に係るものではないため、第二種接続料規則に則り、利潤の算入までは認めないことが適当と考えます。	➤ 第二種指定電気通信設備接続料規則では、報酬額算定における正味固定資産価額は貸借対照表に計上された期首・期末の額の平均を用いることとされていますが、貸借対照表は各会計年度の年度末時点での金額を記載しているものであり、期首値については貸借対照表に記載がないため、当該年度の期首値として前年度の期末値を見做して正味固定資産価額を算定しない限り、貸借対照表に依らない算定となりますし、仮に期末値のみを用いる場合には期首・期末の額の平均を用いていないことになるため、第二種指定電気通信設備接続料規則に依らない接続料算定となってしまう認識です。 ➤ このため、音声・データ配賦の見直しに際しても、正味固定資産価額の期首・期末の額の平均に用いる期首値としては、従来どおり前年度の期末値（見直し前）を採用するべきであると考えております。 ➤ 本年3月29日付の「接続料算定における費用配賦の見直しについて（要請）」（総基料第55号）では、「～の接続料の“原価”に、～の“原価”を～に基づいて算定する場合と～により算定する場合との差分を、その二分の一を上限として、加算して算定することを認める」と原価の扱いしか記載されておらず、報酬額の扱いについては特に記載されていないことを踏まえると、激変緩和措置によって音声原価に戻した原価に係る報酬額は算入しないという考え方が適当であると考えます。	➤ 仮に期首である2022年度期末も見直しを反映する場合、接続会計を2つ作成することと同義であり、費用配賦WGでも議論したとおり、実質的に対応不可のため、期首は2022年度末（＝見直し前）の値を用いることが適当と考えます。 ➤ 総務省殿のご見解のとおり認識しており、利潤については当該原価戻しの対象外と考えます。

考え方（案）

（前提）

- ・ 音声接続料についてはMNO同士も払い合う接続料であることを鑑みれば、接続料の利潤の算定の基礎として用いる資産等の考え方や激変緩和措置の計算方法については、**3社で共通的な考え方とすることが望ましい**。

（レートベースにおける正味固定資産価額について）

- ・ レートベースにおける正味固定資産価額は、当該基礎事業年度の実績に基づく報酬を算出するための基礎となる資産であり、その算出に当たり期首及び期末の額の合計を二で除したものをを用いることは、当該基礎事業年度の年間を通じた資産の状況を反映するためと考えられる。
- ・ この点、仮に、**費用配賦見直し前後の固定資産価額を平均化する場合、費用配賦見直し前の資産の状況が反映させることで、むしろ当該基礎事業年度における資産の状況を反映しないこととなると考えられるのではないか**。
- ・ このため、令和6年度届出接続料の利潤の算定に当たり、レートベースにおける「対象設備等の正味固定資産価額」を計算する際に、費用配賦見直し後の令和5年度期首の固定資産価額を算定できない場合には、令和4年度期末（見直し前）及び令和5年度期末（見直し後）の固定資産価額の合計を二で除したものをを用いるのではなく、令和5年度期末の固定資産価額を年間を通じた資産の状況とみなし、**令和5年度期末の固定資産価額のみを用いることが適当ではないか**。

（激変緩和措置における原価戻しに係る利潤の算入について）

- ・ 激変緩和措置における原価戻しは、あくまで原価相当額の算入を認めるものであり、利潤の算定には当該原価戻しに係る利潤の算入は認めないことが適当ではないか。

（激変緩和措置の計算方法について）

- ・ 激変緩和措置としての原価戻しを行う場合には、音声接続料原価総額を各階梯に整理した結果の比率によって、データ接続料原価相当額を各階梯の音声接続料原価に戻すことが適当ではないか。

